

令和 2 年

第 4 回 東峰村議会臨時会会議録

開会：令和2年5月26日

閉会：令和2年5月26日

福岡県東峰村議会

令和2年 第4回東峰村議会臨時会

招集年月日 令和2年5月26日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和2年5月26日 9時30分
議長 佐々木 紀嘉
閉会日時及び宣告 令和2年5月26日 12時41分
議長 佐々木 紀嘉

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	梶原 伯夫	○	2番	梶原 光春	○
3番	黒川 隆康	○	4番	泉 守	○
5番	高橋 弘展	○	6番	高倉 寛視	○
7番	長澤 貞義	○	8番	大蔵 久徳	○
9番	伊藤 均	○	10番	佐々木 紀嘉	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	副村長	高橋英治
教育長	佐々木孝		
総務課長	眞田秀樹	企画政策課長	城辰也
住民税務課長	室井英信	農林観光課長	岩橋一成
建設水道課長	金田剛紀	教育課長	伊藤勝枝
災害対策室長	野寄和秀		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	岩橋俊典		

村長提出議案の題目

議案第25号	令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）
議案第26号	東峰村古民家宿泊施設の指定管理者の指定について
議案第27号	東峰村棚田レストラン・農産加工施設の指定管理者の指定について
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）
承認第8号	専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）
同意第1号	東峰村教育委員会教育長の任命について
同意第2号	東峰村教育委員会委員の任命について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則125条）

6番 高倉寛視議員 7番 長澤貞義議員

第4回 東峰村議会臨時会会議録

令和2年5月26日開会
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和2年 第4回東峰村議会臨時会議事日程

令和2年5月26日開議

開会宣言

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 常任委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案上程報告
- 日程第 5 村長あいさつ及び提案理由の説明
- 日程第 6 議案第25号 令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第26号 東峰村古民家宿泊施設の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第27号 東峰村棚田レストラン・農産加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 9 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）
- 日程第10 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）
- 日程第11 同意第 1号 東峰村教育委員会教育長の任命について
- 日程第12 同意第 2号 東峰村教育委員会委員の任命について

開 会	
議 長	<p>おはようございます。 ただ今の出席議員数は、10名です。 定足数に達しておりますので、令和2年第4回東峰村議会臨時会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、 6番 高倉寛視議員、7番 長澤貞義議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題とします。 本臨時会の会期は、本日5月26日の1日間にしたと思います。 お諮りいたします。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、本日の1日間と決定しました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3「常任委員会委員の選任」を行います。 (事務局 常任委員表を配る)</p>
議 長	<p>お諮りいたします。 常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、常任委員は、お手元にお配りいたしました名簿のとおり選任することに決定しました。 常任委員長及び副委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により、各常任委員会において委員長及び副委員長が互選されておりますので、その結果を報告いたします。 総務常任委員長 黒川隆康議員 総務常任副委員長 泉 守 議員 産業建設常任委員長 梶原光春議員 産業建設常任副委員長 大蔵久徳議員 以上のとおり互選されましたので、報告します。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4 事務局長に議案の上程報告を求めます。 事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第5	
議 長	<p>次に、日程第5「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。</p>

	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>本日、ここに、令和2年第4回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染症の拡大は、皆様一人一人の感染防止の強い意識と取り組みにより減少し、安倍首相は昨日、全国に出されていた緊急事態宣言をすべて解除する宣言を出しました。しかし、第2波の例もあり、安心することなく新しい生活様式を推進し、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止することが重要と考えます。</p> <p>また、日田彦山線復旧に関しましては、一昨日の住民説明会で、小川知事は鉄道での復旧の断念を明言しましたが、村民の方々の切実な鉄道での復旧の願いは強い中、添田町、日田市がJR九州の提案するBRT案を容認していることから、知事の提案を真摯に受け止め、判断をしなければならないと思っております。</p> <p>ここまで来たのも議員の皆様のご強いご支援をはじめ、村民の皆様、日田彦山線の完全復旧を求める会並びに九州の自立を考える会、福岡県議会挙げてのご支援のおかげだと、心から感謝を申し上げる次第であります。</p> <p>それでは、本臨時会に執行部から提案をしております議案について、説明を申し上げます。</p> <p>本臨時会には補正予算について1件、指定管理者の指定について2件、専決処分の承認について2件、同意について2件、計7件の議案を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p> <p>議案第25号、令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれに5,359万5千円を追加し、歳入歳出総額を44億7,251万5千円とするものです。</p> <p>歳出では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策地方創生臨時交付金事業として、総額3,890万8千円、村有河川改修費として1,700万円を計上し、オリンピック関連事業費231万3千円を減額しております。</p> <p>歳入としては、国庫補助金及び地方債を計上しております。</p> <p>議案第26号、東峰村古民家宿泊施設の指定管理者の指定につきましては、東峰村古民家宿泊施設の指定管理者について、棚田景観保全プロジェクトのとおり設立法人を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第27号、東峰村棚田レストラン・農産加工施設の指定管理者の指定につきましては、東峰村棚田レストラン・農産加工施設の指定管理者について、棚田景観保全プロジェクトのとおり設立法人を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>承認第7号、東峰村税条例等の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布・施行されたことに伴い、東峰村税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的な余裕のないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>承認第8号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成30年災害 農</p>

	<p>地・農業用施設災害復旧工事（小石原（天ヶ谷））の契約変更について、地方自治法第179条第1項により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。</p> <p>同意第1号、東峰村教育長の任命につきましては、教育長の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、新たに縄田淳一氏を教育長に任命することについて、議会の同意を求めるものです。</p> <p>同意第2号、東峰村教育委員の任命につきましては、教育委員岩田典子氏の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、新たに片岡和子氏を教育委員に任命することについて、議会の同意を求めるものです。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には慎重審議をいただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げ、私の提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6 議案第25号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）」を、議題といたします。</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第25号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）」</p> <p>令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,359万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,251万5千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債の補正」による。</p> <p>令和2年5月26日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>まず、3ページをお願いいたします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正でございます。</p> <p>歳入につきましては、11款国庫支出金、村債により5,359万5千円の補正額を計上しておるところでございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明を申し上げます。</p> <p>4ページ、歳出でございます。</p> <p>歳出につきましては、総務費、土木費、教育費で5,359万5千円、同額を補正計上しているものでございます。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>第2表、地方債の補正でございます。</p> <p>今回の補正につきましては、緊急自然災害防止対策事業債の増額の計上をしているところでございます。</p> <p>これにつきましては、村営河川の改修事業について、1カ所が事業費の増額及び1カ所ですね、箇所を追加したということで、金額を増額して限度額を上げるものでございます。</p> <p>次に、8ページをお願いいたします。</p> <p>事項別明細書の歳入でございます。</p>

	<p>11款2項1目総務費国庫補助金3,659万5千円、これにつきましては、緊急経済対策地方創生臨時交付金として国のほうから交付される金額の、第1次配分に係る限度額を計上しているものでございます。</p> <p>18款1項12目緊急自然災害防止対策事業債1,700万円につきましては、緊急自然災害防止対策事業債ということで、先ほど地方債の補正で申し上げましたが、事業の増によりまして起債の増額を行うものでございます。</p> <p>歳出につきましては、総務課の所管はございませんので、総務課の補足説明としては以上でございます。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>9ページをお開きください。歳出の部分でございます。</p> <p>2款1項32目緊急経済対策地方創生臨時交付金事業ということで、その部分について説明をさせていただきたく思います。</p> <p>皆様のお手元のほうに臨時交付金、東峰村独自支援事業というA4の1枚ものをお配りしておりますので、これと見比べていただきながら説明をさせていただきますのでよろしく願いいたします。</p> <p>まず、一番上の子育て支援事業ということで、これにつきましては、1人当たり3万円、該当される方が特別児童扶養手当、児童扶養手当、要保護・準要保護のいずれかを受給されている人ということで、予算につきましては18のですね、一番下のほうになります。120万円、3万円の対象者40名ということで計上させていただいております。</p> <p>続きまして、緊急雇用創出事業ということで、15万円、解雇、雇い止め、内定取り消しなどによりまして、就業機会を失われた人などを村が緊急的に雇用するものということで、これにつきましては、1番の報償費225万円、4番の共済費34万5千円ということで、15万の5人の3カ月ということで計上をさせていただいているところでございます。</p> <p>3つ目の村持続化緊急支援金給付事業ということで、事業者、法人・個人、10万円、休業要請により1カ月の売り上げが前年同月比30%以上減少している事業者ということで、国または県のですね、持続化給付金の対象になった事業者ということで対象とさせていただいております。</p> <p>予算項目につきましては、18の村持続化緊急支援金2,000万円、これにつきましては、10万円の200者を予定させていただいております。</p> <p>それと役務費1万3千円、需用費20万円、これにつきまして、この事業で計上させていただきます。</p> <p>次に、国・県持続化給付金等申請業務支援事業ということで、これにつきましては、村内事業者を対象にですね、国・県のそういった申請業務等が、かなりパソコン等を使って煩雑になっておりますので、そういったものに対しての作成を支援するものでございます。これにつきましては、18の200万円を計上させていただいております。</p> <p>新規販路拡大等支援事業、これにつきましては、イベント、民陶むら祭等中止によりまして、陶器をネット販売をする際のですね、送料等の助成を考えております。</p> <p>これにつきましては、陶器協同組合が事業主体ということで考えさせていただいております。18のですね、200万円をその部分に計上させていただいております。</p> <p>その次が、公共的空間安全・安心確保事業ということで、これにつきましては、公共施設等を利用する際に体温の測定、サーモグラフィーによりまして体温測定をする際のサーモグラフィーの購入ということで、10台を予定させていただいております。</p> <p>予算につきましては、17の備品購入費、サーモグラフィー購入費ということで2</p>

	<p>00万を計上させていただいております。</p> <p>その次がですね、学園チャンネル支援事業ということで、児童・生徒に向けた授業の動画作成、制作、通信を行うための機材購入ということで、これらにつきましては、東峰学園のほうでの事業主体ということで考えております。</p> <p>これにつきましては、12の委託料で動画サイト制作・ホームページ作成、これが105万円、その下の制作動画DVD委託料ということで50万円、これを計上させていただいております。</p> <p>その下ですね、備品購入につきましては、動画制作編集用パソコン40万、動画制作機材45万ということで、この事業については計上させていただいております。</p> <p>家庭学習支援事業、これにつきましては、今回のような家庭での勉強、オンライン学習の環境整備ということで、12番の学習支援ソフト導入委託料としまして500万、その17番備品購入費としまして学習用タブレット、これにつきましては、30台予定させていただいております、合計の150万円を計上させていただいております。</p> <p>これらの総額につきましては3,890万8千円ということで、先ほど交付金のほうがですね、3,659万5千円、国からの交付金として充てられまして、一般財源としまして231万3千円、これは、先ほど総務課長のほうから説明ございましたように、10款5項2目のオリンピック関連事業の減額をもって充てさせていただいております。以上でございます。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>同じくですね、9ページをお願いします。</p> <p>8款3項1目河川費でございますけれども、1,500万円の増となります。</p> <p>これにつきましては、お手元にお配りしましたこちらのですね、紙の赤字の部分になりますけれども、まず、屋敷地区の水道改良工事について、現地精査の結果増高が必要であることと、あと栗松上地区のですね、水路工事を新規箇所として追加したことによる増額となります。</p> <p>なお、財政的なメリットを踏まえまして、緊急自然災害防止対策事業債を充当予定と考えております。以上です。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	先ほどですね、1,500万と言いましたけれども、訂正させてもらいまして、1,700万でございます。申し訳ございません。
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>議案第25号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）」</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>
6番	<p>この交付金事業の中で、ちょっと伺いたいと思います。</p> <p>この上から2番目の緊急雇用創出事業、これはですね、おそらく1人分だろうと考えます。金額的に見てですね。</p> <p>これは、もし応募があった場合、どのような選定をするのか、そこをちょっと伺いたしたいと思います。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>これは、当初予定としましては、月15万の5人の3カ月ということで、今回計上をさせていただいております。</p> <p>これにつきましては、募集は、村の募集要項と同様に応募をかけまして、面接等により決定をしていきたいと考えております。</p>

議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	3カ月、5人で、ということでございますけれども、村のどんな仕事をさせるのか、それと優秀であれば、今任期付きの職員等ありますけれども、そういった方向に進むことがあるのか、お聞きします。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>まず、事務的なものとしましては、一番急ぐのがこのコロナ対策の関連だと思っておりますので、そういった申請業務であったり、そういったものを各課と調整しながらですね、一番今急ぐものから就いていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>なお、その期間でございますけれども、募集の状況であったり、予算であったり、各課と協議しながらですね、先ほど議員さん申されたように、もうちょっと長期でということになれば、再度ですね、そのときに協議をさせていただきたいと考えております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>全般的なコロナ対策という意味合いで確認をさせていただきたいと思っております。</p> <p>先週の5月13日の産業建設常任委員会の折に、担当課、農林観光課のほうから、村内施設のポーン太の森キャンプ場の4月、5月の休業中に対する固定費を村費で出ささせていただきたい旨の説明がありました。</p> <p>今回のこの補正予算の中で、その部分が計上されていないのかなと思ひまして、その辺の予算措置をどういうふうにするのか、あるいはその一事業体のみでそういった部分を行うのか、その辺のご説明をお願いいたします。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>常任委員会の折にはですね、まず、ポーン太の森さんが4月からということでありましたので、ちょっと急を要するというので、今ある予算の中で流用ということを考えておりました。</p> <p>ただ、まずそちらのほうで一旦出しますけれども、他の施設との関連もございまして、最終的にはこの交付金の中でですね、支出をするようにはしたいと考えております。</p> <p>最終的にすべて流用をかけたとかいう手続きはありますが、他にも施設、管理施設ございまして、この影響がどこまで続くかというのも今のところまだ見通せないということがございますので、そういったことを含めて、この交付金の中で最終的にはお支払いをするような形を取らせていただきたいと思いますとは、現状では思っております。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>私も初耳なんですけど。</p> <p>ちょっとそれ、このポーン太の森の、今度我々もちょっとそれに参加してましたけど、選定委員会がありましたよね。</p> <p>その中で、例えば資金、これは副村長に伺います。</p> <p>当然、資金面とかも審議したわけですよ。例えばコロナになったからといって、どれくらいの資金を出すのか、ちょっと私も分かりませんが、そういった資金も何もないのに選定したわけですか。あなた委員長ですよ。そこらのところは何を調べて選定したわけですか、そこを聞きます。まず教えてください。</p>
議 長	副村長
副 村 長	指定管理者の選定についてはですね、事業者から提示された事業計画また収支計画、そういったものを確認して、指定管理者の選定委員会の中で決めさせていただきました。以上です。
議 長	6番 高倉寛視議員

6 番	<p>選定委員会の中で決めさせていただきました。それは分かっているんですよ。</p> <p>じゃあ4月で、コロナというのがあったから、固定費がないから、それを払ってくれという。また、村がそれを払うと、それは一団体にですよ。事業者でも何でもありませんよ、まだ。それは、どういうことでそういうふうな話になるわけですか。</p> <p>それだったらね、他の、ほんとに一個人にもすべてそういうふうなことをしなければならなくなりますよ。違いますか。本当に事業者の方々に資金を流用して、お金を出します。そんなことは何も考えてないんですよ。</p> <p>大体その、すみません、また同じことになるかもしれんけど、そういった資金を考えてないのに、そういった応募したところを選んだという、あなたの責任とはどういうことです。おかしいでしょう。</p> <p>そこまで考えてやっぱり選定してもらわないと、ただ選定委員さんたちの、点数なのか何なのか私は分かりませんが、それが良かったからといって、契約するときにきちんとそこまでは調べて契約すべきじゃないんですか。そこはどのように考えておる。</p> <p>まず、資金を出すということ、じゃあ、一般の個人の人にも出すのか、そこを教えてください。それと、なぜそういうふうな選定の仕方をしたのか、それを教えてください。</p>
議長	副村長
副村長	<p>コロナの影響です、指定管理事業者以外でも民間の事業者の方、多くの方が影響を受けております。それに対しまして、国・県、また今回村のほうでもですね、提案させていただいておりますけれども、持続化給付金というものが作られております。</p> <p>基本的にはまず、国・県、それからまた、今回提案させていただいております村の持続化給付金をですね、使っていただくのが第一だというふうに考えております。</p> <p>ところが、ポーン太の森の事業者につきましては4月から操業ということでございまして、国・県の持続化給付金の対象になっておりません。そういったことを鑑みまして、村のほうです、その部分についての手当を考えたところでございます。</p> <p>それからまた、指定管理者の選定につきましてはですね、重ねて申し上げますけれども、選定委員会の中で決めさせていただいたものであり、最終的にはですね、議会にも諮らせていただいたものだというふうに考えております。以上でございます。</p>
休憩	
議長	換気のために5分間休憩します。
	(10時02分)
再開	
議長	会議を再開いたします。
	(10時07分)
議長	<p>三度質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高倉議員、どうぞ。</p>
6 番	<p>先ほどからですね、副村長が、コロナの影響で営業できなかったということで、そのポーン太の森の団体のほうに資金を出すということでございます。いくら出すのか、まず教えてください。</p> <p>それとですね、いくら出すのか。それは理由は何なのか。その2つを最後にお聞きしたいと思います。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	金額につきましては、今、農林観光課のほうでいただいている分につきましては、

	<p>電気代ですね。基本的には固定費ということにしております。</p> <p>今、現状では電気代が約8万円、それから通信費ということで電話代が8千円の請求が今現在は来ております。1カ月分です。</p> <p>理由につきましては、その支払いの理由ということは、先ほど副村長が申しあげたとおりでございます。</p>
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	<p>村独自の給付金、持続化給付金。この前、全協のときに説明いただきました。</p> <p>当初の場合は15%減のほうから考えておったということでございましたけれども、筑前町に倣って30%ですかね、減からするというところでございました。</p> <p>今回、安倍総理が200兆の補正を第2次ですとかいうことになってくると、多額のあれがまた村にも入る可能性もあるでしょうし、そういった場合、今の30%からという部分を、また当初考えていたように15%なり、また10%なり、そして給付額が10万から20万に上がるとか、そういった可能性はあるのか、お聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>今、大蔵議員が言われますようにですね、これからの追加の対策資金というのはですね、相当なものになるかと思っております。</p> <p>また、そういった金額が村のほうにもですね、第2次、第3次とか、いろんな形で来ると思いますが、そういったところにつきましてもですね、やはり皆さん方とご相談をさせていただきながら、やはりメインは中小企業者とかですね、子育てとか、このメニューと大体変わらないかと思っておりますけれども、そういったところでまた配分等は今後決めさせていただきたいと思っております。</p>
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	<p>商工関係はこういった感じでしていただければありがたいことでございますけれども。先日、村民の方と話をしておりましたら、農家関係が手薄じゃないかという話がありました。</p> <p>今日の西日本新聞を見ておりますと、筑前町が農家支援ということで、配りものを全町に配ると、そういったことがありまして、東峰村で農業法人のほうはこの前、その持続化給付金でカバーするのは分かっておりますけれども、今後、先ほど言ったように、国からの金があれば、農家の支援として何か考えてあるのか、お聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>そういったところも含めてですね、今後皆さん方と協議をさせていただきたいと思っております。</p> <p>筑前町の場合はですね、今日の新聞等にも出ておりましたけれども、何と言いますか、いろんな農家の、作っている方等がおられるということで、東峰村でどういったことができるのかですね、また、そういったところも今後協議をさせていただきたいと思っております。</p>
議長	7番 長澤貞義議員
7番	<p>コロナに関する件ですね、私たち有志議員で、各村内の事業所を、全部ではないですけど回りまして、どういう状況なのかを聞いてまいりました。</p> <p>その中で、前回の水害の北部豪雨のときに被害を受けた事業所、何軒もありますが、その中で借入れをして、現在返済をしているところは大変あるんですが、以前商工会からの提案で、借入金の返済の利息の補填ですね、これを村としても要望を出しておりましたが、その後の、今度のコロナにおきましても借入れを皆さん進めているところがございますので、村としてもですね、そういう事業所に対する借り入れた利息の補填を考えておられるのか、お聞きします。</p>
議長	農林観光課長

農林観光課長	<p>今回のコロナウイルスに関しましては、融資制度が確かにございます。商工会さんのほうから、その件につきまして要望書が上がっております。</p> <p>ただ、3年間の猶予期間がございまして、4年目から利息が付くと、発生するというので、その分につきまして補填をとということでございましたので、予算上はおそらく3年後ぐらいに執行ということになろうかと思いますが、そういった形では、担当課では補填をさせていただきたいというふうには、現状では思っております。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>長澤議員に関連する形で質問をさせていただきます。</p> <p>4年目、5年目、そういうお考えがあることで、だいぶ事業者さんも勇気づけられるかと思えます。</p> <p>さらに聞き込みをする中で、借入れされる方で、災害のときに借入れをされて、また、さらに今回コロナで借入れなんだというところが実は発生しております。</p> <p>もちろんコロナのときに借入れをしておりますので、その分の据え置き期間という部分も経過して金利がかかる。それに対して借り替えという部分も行わざるを得ないんだという話も出ております。</p> <p>そういった部分で、なんとかそういう二重苦、三重苦という部分は避けていかないといけないのかなという部分で、例えばの部分、まだ災害義援金等に余分というかです、まだ余り分があるなら、そういった部分をまず災害の借入れした事業者に対して、まず充当したりとか、そういった考えができないのかどうかについて、まず1点と。</p> <p>すみません、3問と限られているので、ちょっと同時に行きます。</p> <p>2点目、村持続化並びに国・県の持続化給付金について、お尋ねします。</p> <p>全員協議会の折にもいろいろ話させていただいたんですが、4月分までの県の持続化給付金の申請が、もう締め切りがだいぶ迫ってきているかと思えます。</p> <p>結構この聞き込みをしますと、4月分でこの県の給付金に該当する事業者さんも数多くいることが分かってまいりました。</p> <p>まず、その分に関して、支給をやはりそういうアナウンス、要は、対象となる可能性がある等です、なかなか個人の情報、事業者の情報になるので分からない部分もありますが、通知することによって、仮に、仮にという言い方をさせていただきますが、5月に50%落ちてしまえば国の給付金も受けられる可能性も出でくるということで、やはり個人事業者においては25万、法人においては50万という、かなり事業を行うにとっては助かる金額が入ってくる可能性があると思えます。</p> <p>そこに対して、やはり村は、もう残された時間あまりありませんが、商工会にも協力いただいてですね、速やかにこの4月分までの可能性のある方々へのアナウンスをぜひしていただいて、極力経営が助かるほうに進めていただきたいなど。村でできる限りのことをしていただきたいというふうに思います。</p> <p>3点目、村持続化給付金について、お尋ねします。</p> <p>これ10万ということで、大体今、商工会の事業者が112社ぐらいの加盟数があるかと思えます。すべてがすべてこの対象にならないことも把握しております。</p> <p>それから言いますと、10万円掛ける、仮に8割方、7割方だとしても80件であったり70件ぐらい、そういった部分に落ちていく可能性があって、今、この予算総額、事務費も合わせて2,000万程度であるならば、かなり不用額が発生するかと思えます。</p> <p>第1次でこの臨時交付金来ておりますので、やはり今できる限りのこの企業への対策ということで、練る必要があるのかなと。</p> <p>先ほどポーン太の森の話も出てきましたけれども、やはりその給付対象からこぼれ</p>

	<p>落ちる方というのが出てくるんですね。</p> <p>先ほど言った、県にもし1月から4月までの分の落ち込みで申請できた方は、5月仮に50%以上落ちた場合は、2カ月連続で県・国の給付対象になります。</p> <p>しかしながら、もう1月から4月の時点で50%落ちた企業に関しては、仮に5月50%落ちてても国の給付は受けられません。</p> <p>といったふうに、2カ月間連続して同様の落ち込みがあった企業に対して、とても不公平感があるような制度に、残念ながらなってしまうております。</p> <p>県から来ている副村長に対してはすごく申し訳ない、県の制度の穴があるんですけども。</p> <p>そういった部分に対して、例えば2カ月連続で、そういった30%あるいは50%以上の売り上げが減になるようなところに対して、そういった給付措置というのは考えられないのか。あるいは、そういう給付から漏れる部分に対して、休業の協力ができた企業に対して、そういうふうな給付、いろんなやり方があると思うので、ぜひ、この不用額について今一度検討して、早期に対策を練っていただきたいなと思います。</p> <p>長々なって申し訳ないですが、3点質問させていただきます。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>まず、1点目の件でございますけれども、この持続化給付金というのは、基本的には国それから県という、基本的には順番ということだというふうに、私は理解しておりましたのでございますけれども。</p> <p>計算方法がですね、申請時の前月までの月ごとの収入減少等によって決定されるということで、議員さんがおっしゃいますように、減少月と申請月によっては、結果としては国・県両方に申請が可能ということにはなる場合がございます。</p> <p>ただ、この給付金の申請方法につきましては、当初からオンラインのみということでの申請となっております。いつ行かはですね、申請者自身の判断になるところもありますし、これが、基本的に個人情報などが、さっきおっしゃいましたけど、かなり含まれる部分がございます。</p> <p>村としても最終的にそういった、県から頂いて、国から頂けるとい、結果としてなるということはありませんけれども、そういったことを村から、だからぜひということではなくて、早めにこの給付金自体の申請をしていただくということで、ご説明とかご案内はしているところです。</p> <p>こちらにつきましては、商工会さんにもお願いして、今やっているところではございますが、なかなか問い合わせをするにしても電話が繋がらないとか、いろんな状況がありますので、できる限りのことは努めてまいりたいとは思いますが、そういった事情があるということをおくみいただきたいと思えます。</p> <p>2点目の村の給付金についてでございますけれども、おっしゃられますとおり、実際、今回この予算につきまして、農林観光課のほうに割り当てていただいた分が2,000万ちょっとということでございます。</p> <p>データ上197社ということを基本に、10万円というのを目途に予算組みをいたしております。</p> <p>最終的にいくらぐらいになるかというのは、まだはっきりは、当然申請を受け付け始めて、結果としか分かりませんが、おそらく余裕は出てくるのかなというふうには、私自身も思っております。</p> <p>当初検討しておりました、先ほどから出ております15%以上の減額の方ということも含めまして、今後ちょっと話のほうをですね、協議のほうを持たせていただければと思えます。</p>

	1点目ですね、義援金の件については、私のほうからはちょっと。
議 長	副村長
副 村 長	<p>九州北部豪雨災害、それからまた今回のコロナによってですね、事業者さんによっては二重に借入金をされているところがある。それについてですね、義援金を使って利子補填等の支援ができないか、というご提案でございました。</p> <p>義援金についてはですね、義援金の配分委員会がございまして、その中で配分を決めております。</p> <p>既にですね、おおよその義援金の配分については方向性をもう決めておりますので、即座にですね、これについて義援金を充てられると、充てたいということは、ちょっと申し上げることはできませんけれども、そういったご意見をいただきましたので、また、今後配分委員会等の中で検討をさせていただきたいというふうに思います。以上です。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>3回目なんで最後にさせていただきます。ちょっと別の質問で。</p> <p>公共的空間安全・安心確保事業のほうのサーモグラフィーの購入についてです。</p> <p>200万で10台ということで、1台当たり20万という計算で、今後の避難所対策等も見込まれているのかなと思います。おそらくやっぱりこういう必要な部分はありますし、提案する点が2点あるんですけども。</p> <p>1点は、やはり避難するときに自己管理の、要は、体温管理という部分は非常に重要になってくるのかなと思います。避難所に行ってから体温を管理されるより前に、要は、村民の方々1軒1軒にそういう工夫をして、まず自宅での対応というのにも必要になってくるかなと。</p> <p>可能性の話でお尋ねしますが、この予算をうまく使いまして、1軒1軒に非接触型の体温計の配布等ができないのかどうか。</p> <p>この部分を見てると、必ずしもサーモグラフィーが必要なという施設も、これはあんまり名指ししたらいけないと思うんですけども、あつたりするかと思います。そういった体温計でも足りる部分もあるのかなと思います。</p> <p>逆に言うと、このサーモグラフィー必要なのは、不特定多数の人が一気にくるようなところ、こういったところで言うかという、道の駅であつたり、つづみの里であつたり、そういう商店とかあと伝産館は、開館すればそういった部分あるかと思えます。</p> <p>そういったところに取り組みという部分のアピールを含めて、置く必要もあるのかなという部分お伝えしておきたいと思います。</p> <p>なので、そういう使い方ができないのかが1点、もう1つ、やはり今後の事業者さんたちが、やっぱり積極的にこの販売というかですね、事業に打って出れるように、やはりコロナ禍であってもお客さんが呼び込めるような対応ということで、事業者さんが、もしこれからの対策のために体温計が必要という部分があれば、50%補助等ですね、そういう体温計、お客様向けの体温計の購入補助等があってもいいのかなと、そういった部分で、東峰村は対策をきっちりしてますよということが、今後の観光誘客にすぐつながる可能性があるという部分を、まず、このサーモグラフィー関係で言わせていただくのと。</p> <p>あと1点、一番最初に質問させていただいたポーン太の森関係についてです。</p> <p>聞き方が悪い説明というか、言い方が悪いようなことを言わせていただくと、さっき固定費で電気代の8万円と電話代の8千円の請求ということで、じゃあ、他の一般事業者さんからこういう請求を上げたら出してくれるように検討してくれるんですか。どうなんでしょうか。</p>

	<p>いや、こういう請求が上がっていますと言うと、じゃあ、私たちも事業でやはり休業を余儀なくされたんで出してもいいんでしょうかと、問われるんじゃないでしょうか。</p> <p>もし助成金が対象にならなくて、そういうところを含めたような対策をするのであれば、公平性の観点で、まず制度を整えるのが先なんじゃないでしょうか。</p> <p>この3点お尋ねします。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>サーモグラフィーに関する部分と公共施設、または避難についてのご質問とご提案等いただきました。</p> <p>サーモグラフィーの10カ所についてはですね、道の駅、あそこの部分についてはですね、協議の中に入ってなかったと思いますが、数の中で優先順位、また1台が確か、今考えているのが17万円ぐらいでしたので、台数を確保できるのであれば、当然そういう不特定多数の場所については検討させていただきたいと思います。</p> <p>また、個人の部分については、今、5月の全戸配布のチラシでもお配りしております。</p> <p>まずやはり自分で、避難所の設定についてもそうなんですけど、やはり非常用持ち出し袋に体温計を常備して、体温を測って、避難したときには、もうそのときに体調良い、悪いとかですね、できるように、また、体調悪いときには、最悪の場合は、やっぱり自宅でも安全なところを確保しましょうとか、そういった形で今、コロナ対策が直接の要因ではございませんが、やはり地域防災マップを作る中でやはり一時避難所、最終的には垂直避難等の考えの中でそういった避難のあり方、また、自分の体調管理で自己管理の部分についてはですね、今度6月にまた防災訓練を考えております。その中でそういったコロナ対策を踏まえた部分で訓練、できるだけ短時間でという形で考えております。</p> <p>ですので、そういった部分で、村としてもですね、避難所と避難の対策については、今回区長会が来週ございますが、その中でいろんなお話をですね、協議したいというふうに思っております。</p> <p>ご提案いただきました各家庭への体温計という部分につきましては、非接触型の体温計自体が非常にまだ品薄で確保できないという事情、また、その部分でどれほどの予算規模があるかというのが、ちょっと自分今受けましたので、はっきり言ってどれぐらいかが分かっておりませんので、その部分についてはまた持ち帰りまして、事業の実施についてですね、検討というかですね、させていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>ポーン太の森に関しましては、先ほど副村長からあったとおりでございますが、この固定費につきましては、それプラス、基本村と指定管理者はすべて協定書を取り交わしております。その中で謳っていることを基に、基本的にはさせていただいております。</p> <p>ただ、他の村内の事業者さん、確かにそういうふうなお困りの事業者さんいらっしゃるかとは思いますが、そこはちょっと一旦切り離していただく必要があるのかなと思います。</p> <p>あくまで村の管理施設についての協定書の中でそういった判断をさせていただいておりますので、一般の事業者さんにおかれましては、こういった他のもので、給付金等で支援できればというふうには思っておりますので、そういうふうなことでご理解をいただきたいと思います。</p>

議 長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 賛成討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第 2 5 号「令和 2 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算 (第 2 号)」をお諮り いたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第 7	
議 長	日程第 7 議案第 2 6 号「東峰村古民家宿泊施設の指定管理者の指定について」を、 議題といたします。 担当課長に補足説明を求めます。 農林観光課長
農林観光課長	議案書の 1 0 ページをお願いいたします。 議案第 2 6 号「東峰村古民家宿泊施設の指定管理者の指定について」 次のとおり、東峰村古民家宿泊施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する 条例の規定により議会の議決を求める。 令和 2 年 5 月 2 6 日提出、東峰村長名です。 1、指定管理施設の名称及び所在 名称 東峰村古民家宿泊施設 所在 東峰村大字宝珠山 5 4 3 0 番地 他 6 筆 2、指定管理者 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 5 4 5 3 番地 一般社団法人 竹棚田 代表理事 伊藤英紀 3、指定期間 令和 2 年 6 月 1 5 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで 提案理由といたしまして、東峰村古民家宿泊施設については、棚田景観保全プロジ ェクト (地域再生計画) のとおり設立法人を指定管理者に指定するものでございます。 以上でございます。
休 憩	
議 長	換気のため、1 0 時 4 0 分まで休憩します。 (1 0 時 3 4 分)
再 開	 (1 0 時 4 0 分)
議 長	これより質疑、討論、採決を行います。 議案第 2 6 号「東峰村古民家宿泊施設の指定管理者の指定について」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 5 番 高橋弘展議員
5 番	指定管理者の選定についてお伺いしたいんですけども。

	<p>今回の提案理由の中に、地域再生計画の中で謳われているのということを経由に、指定管理選定委員会が開かれていないのかなと思うんですが、条例の施行規則のほうを読むと、公募であれ、公募でなくとも候補者について選定し、村長等に意見を述べるものとするという項目があるのかなと思います。</p> <p>なぜこういうことを言うかと言いますと、計画の中ではいろいろ事業計画等も謳われているでしょうけど、現状の、でき上がったこの現状において、どういうふうな事業計画を考えられているかという審査自体がなく、この指定管理というのが議案として上がってくること自体に、どこに要は、審議過程があっているのかなという、ちょっとすごく疑問があります。</p> <p>そういったところがどういうふうに担保されているのか、私たちはこの議案をどういふふうにそれを読み解けばいいのか、計画に載っているから、それはもう安定した経営、施設運営が可能だということを読み取っていいのか。あるいはそういう審議過程を経てこの議案が上がってきているのかどうか、お尋ねします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>選定委員会の部分につきましてははですね、公の施設に係る指定管理者の指定手続きにつきましては、条例並びに規則に基づいて行っているものでございます。</p> <p>選定委員会につきましては、条例の中でですね、第3条及び第6条、第3条というのが公募のあった場合ですね、6条というのが公募によらない場合、これについて選定を行うという形にはなっております。建て付け上ですね。</p> <p>ただ、第6条による公募によらない場合、その中の条文にあります、地域との活力を積極的に活用した管理を行うために、村内の団体等に指定管理を行う。</p> <p>ただ、これに基づいて村の中でも、地域再生計画に基づく棚田プロジェクトを作った、その中で適切な運営をするということで協議を行っておりましたので、選定委員会につきましては、あくまで議決を受けるためのプロセスの1つとして、村長が選定委員会に意見を聴取し、最も適当と認める候補者を選定するということになっております。</p> <p>ですので、村の考えといたしましては、指定によらない場合について、特に村がですね、そういう団体の育成等を行っておりますので、選定委員会の審査の必要性ということに関しまして言えば、今回の事例については、もう村としての部分でございますので、候補が公募等による場合、また公募によらない場合で、2社とかですね、そういった部分である場合は、選定委員会で最もふさわしいという事業所の意見をいただくという手続きを取りますが、今回については、元々村と一緒に計画の中で作り上げた一般社団法人でございますので、これについては選定委員会の審査を経る必要がないという形に村としては判断したということで、今回議案として上げさせていただいたということでございます。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>その選定委員会を行わない理由は分かったんですけども、大体その選定委員会を行う主たる目的というのはありますよね。設置目的が十分に達成できることであったり、サービス向上がはかれること、先ほど高倉議員が言われていたみたいに、資産その他運営規模、能力を有することであって、安定的な運営が行われるということを経由するのを、いろんな事業計画を見たりとかですね、そういうことで審査してくる過程があるんだと思います。</p> <p>それを受けて私たちも、この指定管理者の指定というのに基づいて、指定管理者選定委員会でしっかり審査されたからという議案としては読み取れるんですけども。</p> <p>この要は、地域再生計画という部分がかかれてはいるけれども、その要は、今後の事業性については、誰がどう審査して、この指定管理の指定まで至ったのか、誰がそこ</p>

	を、今、村として管理されているのか、お尋ねします。
議 長	総務課長
総務課長	<p>地域再生計画案という中の事業計画の事業の担保と言いますか、計画の実効性ですね、そちらの部分については、当然理事等の中に村の副村長も入っております。</p> <p>そういった中で、当然総会や理事会等を開く中でですね、きちんと事業をやっていたかという形で当然設立しておりますので、これについて選定委員会等で中身についての審査までを行うものではないというふうに、ちょっと判断させていただいたということでございます。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>役場の中で指定管理者を決めるプロセスで、誰が責任を持ってしているのかが、すごく謎なんですよね。要は、そういう計画等を誰が審査しているのか。副村長が中に入られているのは分かっています。</p> <p>じゃあ、副村長が全面の責任を持って、いろんな指定管理にあたるところで、この指定管理者でいいというOKサインを出しているのかどうか、それを、内部の人間がそれをしていいのかどうかということもあります。</p> <p>もう最初からそれを言えばよかったんですけど、現状どういうふうな運営をされるのかが、全くこの議案が上がってくるにあたって、ないんですよ。要は、料金設定であったりとか、そういう考えであったりとか、どういうふうな運営をしていくのかが一切見えない中で、なんかそういう説明があっているのかなという部分、もう少し積極的にご説明いただきたいなと思うんですけど。</p> <p>文句を言っているんじゃないです。しっかりこれを進めていくために、誰が責任を取って、村がちゃんとこういう計画だから村にこれは責任があって、ここを指名してという部分のプロセスをしっかりと、はっきりしていただきたいなと。</p> <p>やっぱりその計画を、しっかり村民の方に安心いただける説明をしていただきたいなと思っております。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>条例等にも書いておりますが、最終的な責任者は、当然村長になります。</p> <p>村長が最も指定管理者、公募によるとかよらないとかいう部分はございますが、そういった中できちんと提案のあった事業計画、また団体等の役員とかですね、そういった部分の書類を審査した上で、最終的な決定としては、村長が議会に提案するという形でしているものでありまして、審議途中、議案を提出するまでに至っては、きちんとした会社とすれば会社全体の事業実績、事業計画、またその施設に係る事業計画等を出していただいた中で、その中身を精査するものであります。</p> <p>ですので、そういった部分で行っておりますので、そっちについてはですね、また、景観プロジェクトの関係で議会のほうにですね、説明があったかどうかということころまでは、すみません、総務課のほうで把握しておりませんが、そういった部分で、村の中の選定の経過としては、きちんとした計画書に基づいて決裁という形で持って行って、最終的に村長が判断しているということでございます。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>関連でお聞きします。</p> <p>まず、先ほど高橋議員が言われたように、公平かつ適正に行う、公募などを行うという条例があると思います。</p> <p>以前から竹棚田の方々がこういったことを関連してやってきたからと、いうことの説明ではございますが、非常にこれはやはり片手落ちだと思っております。</p> <p>いろんな面で公募をしておきながら、ここだけは竹棚田の人たちに端から任せますと、いうふうなのはちょっと、逆に他の地域の方から見たら疑問に思いませんか</p>

	<p>と、私は考えております。</p> <p>やはりこういった村がやる施設、村がお金を出して建てた施設に対して、村が独断で、そこを指定管理者として指名するというのは、これはやはりおかしいと思います。</p> <p>ですからね、やはりこういったものを、じゃあ、今からそういった物をもし建てたときに、同じようなことをやるのか。</p> <p>例えば単純に、うちの地域に建つことはないと思いますけど、何か建った場合に、じゃあ、蔵貫、黒玉の人に任せましょうと、端から言うのか。そういうことはおそろくないと思います。</p> <p>だから、そういったね、不公平感が残るわけですよ。そのところはどうのように考えておりますか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>不公平感と言いますか、施設によって性格が異なるものであるとは思いますが。</p> <p>今回の例に関して言えばですね、竹棚田景観プロジェクトの中で行ってきた計画ということで、当然、元々の建て付けとして、原則第一義的には公募という形になります。それ以外の例として、公募によらないという形で手続きを行うという形ができるということになっております。</p> <p>村としても今回については、そういうプロジェクトの中で設立された団体でありますので、そこに第6条の部分により地域活性化という形でさせていただいたという形になっております。</p> <p>その中で、今回令和7年3月31日までという指定期間でございます。当然その指定期間を満了するにあたって、次のステップですね、次の更新等によっては、その経営状況とかそういった部分を踏まえて、たぶん2期、3期について、公募によらないというやり方は基本的にありませんので、2期目以降については公募によるという方法を活用する。これまでもそういう形でやっておりますので、そういう形になる可能性は高いというふうに考えておるところでございます。</p> <p>また、選定委員会の公平かつ適正という部分につきましては、選定方法について、村長は、選定委員会の意見を聴取し、最も適当と認める団体を候補者として定めるということで、これについて一義的に選定委員会をする部分については、村長が定める場合においての意見を聴取するというところで、公募によらないという場合の地域振興、ちょっと繰り返しになりますが、地域振興の中でのプロセスの中で立ち上がった法人に、今回は公募によらないという形で、指定管理者を指定するという形になっているというのは、もうそのとおりでございます。</p> <p>ですので、先ほど申しましたとおり、また2期目の更新等につきましては、やはり公募という形を取るべきではないかなというふうには考えているところです。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>じゃあ、別なことを聞きます。</p> <p>先ほど言われたように、竹棚田の方たちがゲストハウスですか、この古民家を維持し営業していくのに、経営状況とかあそこの使用料とかは、以前何度か聞きましたけど、そういったものも未だに変わらんで、料金設定というのは変わらないのかを、まず1つと。</p> <p>例えばお客さんが、どれだけ来られるのか分かりませんが、もしこの場合に、赤字が出た場合に、これは、この委員会の方々の責任においてやってくれるということではないんですかね。</p> <p>これは、村長にも別口で伺いましたけど、以前、私がここに指定管理料は出さないのかと言ったときに、出しませんということをして2度、私は聞いております。議場の中で。それは未だに変わっておりませんか。その2点をお聞きしたいと思います。</p>

議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>今現在決まっておりますのが、料金設定はですね、これは、具体的に申し上げたほうがよければ、ちょっと資料としてお出ししてもよろしいんですが。</p> <p>ちょっと以前の金額を私、すみません、申し訳ありませんけど、記憶というか、しておりませんけれども、古民家につきましては1泊3万円、とプラスお一人等につきましてですね、5千円のプラスということになります。あとは宿泊税等です。</p> <p>料理は、基本的には夕食がお一人様3,500円から4千円、お子様につきましては2,500円から3,500円というような形で、今現在では料金設定は行われております。</p> <p>とりあえずそういう報告だけはさせていただきます。</p>
議 長	村長
村 長	赤字が出た場合はどうするのかということでございますけれども、まず、赤字が出ないようですね、計画を組んでいただいて、やるというのが基本でございますので、最初から赤字が出て、どうするのかという議論は、今はできないと思っております。
議 長	村長
村 長	指定管理料でございますけれども、議場の場でも言いましたように、指定管理料はありません。
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結します。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>まず、反対討論はありませんか。</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第26号「東峰村古民家宿泊施設の指定管理者の指定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第8	
議 長	<p>日程第8 議案第27号「東峰村棚田レストラン・農産加工施設の指定管理者の指定について」を、議題といたします。</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第27号「東峰村棚田レストラン・農産加工施設の指定管理者の指定について」次のとおり、東峰村棚田レストラン・農産加工施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定により議会の議決を求める。</p> <p>令和2年5月26日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>1、指定管理施設の名称及び所在 名称 東峰村棚田レストラン・農産加工施設 所在 東峰村大字宝珠山5171番地1 他1筆です。</p> <p>2、指定管理者</p>

	<p>福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山5453番地 一般社団法人 竹棚田 代表理事 伊藤英紀 3、指定期間 令和2年6月15日から令和7年3月31日まで。 提案理由といたしまして、東峰村棚田レストラン・農産加工施設について、棚田景観保全プロジェクト（地域再生計画）のとおり設立法人を指定管理者に指定するものでございます。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。 議案第27号「東峰村棚田レストラン・農産加工施設の指定管理者の指定について」 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>先ほどと同じ質問ですが、状況は分かっておりますので確認のために。 この農家レストラン等についても、役場内でその経営計画であったり、そういった部分が審議され、最終的に責任は村長にあるということによろしいでしょうか。</p>
議長	村長
村長	そのとおりでございます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>まず、この一番最悪な時期から出しましたけど、最悪の時期に近いこのコロナ禍においてオープンしていくという難しい時期かと思えます。そういった部分での対策、先ほど高倉議員が言われた、赤字になることは考えてないと。 とはいえども、第2波、第3波が起きたときは赤字ということは到底想像がつくんですけれども、そういった部分に関しては、行政としては何か考えているのでしょうか。それはポーン太の森同様、そういった対応を取っていくのでしょうか。お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	想定の話でございますけれども、そういった状況におきましては、また皆さん方とご相談をさせていただきながら、決めていくということになるかと思えます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>その辺の舵取り難しいかなと思えます。 事業者さんもこの時期にやはり無理だということも言える中で、この難しい時期を選択して進められるということで、決意を持っておられるかと思えます。 そこをフォローするのか、フォローしないのか、考えとしてはどうなのか、お尋ねします。そこはもう事業者の責任の範疇なんだ、そういった部分なのか。最後にお聞きします。</p>
議長	村長
村長	あくまでも想定の話でございますけれども、そういったところもですね、やはり事業者と相談し、しかも議決は議会にありますので、そういったところもその段階において、また皆さん方にご協議等お願いしたいと思っております。
議長	<p>他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 賛成討論はありませんか。 (討論なし)</p>

議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第27号「東峰村棚田レストラン・農産加工施設の指定管理者の指定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第9	
議 長	<p>日程第9 承認第7号「専決処分の承認を求めることについて(専決第7号)」を、議題といたします。 担当課長に補足説明を求めます。 住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>12ページをお願いいたします。 承認第7号「専決処分の承認を求めることについて(専決第7号)」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。 令和2年5月26日提出、東峰村長名でございます。 13ページをお願いいたします。 東峰村専決第7号、専決処分書。 地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村税条例等の一部を改正する条例を専決処分する。 令和2年4月30日、東峰村長名でございます。 理由としましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月30日にそれぞれ公布され、原則として同日から施行されることに伴い、東峰村税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。 この改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、法律の改正に併せた規定の整備を行うものでございます。 14ページをお願いいたします。 第1条、東峰村税条例の一部を改正する条例の新旧対照表をお願いいたします。 第10条でございますが、先端設備等に該当する家屋等に対する固定資産税の課税標準の特例で、コロナウイルスの影響下においてもなお該当する設備、事業家屋、構築物を、令和3年3月31日までに取得した中小事業者に対し、固定資産税が課税となる年から3年間課税標準の特別措置を講ずるものでございます。 第10条の2の27号において、課税標準額を0とする改正でございます。 15ページをお願いいたします。 15条の2でございますが、軽自動車税環境性能割は、自動車税取得時に課税される自動車取得税に代わるものとして、令和元年10月に導入され、同時に消費税率が10%に引き上げられたことにより、平準化措置として令和元年10月1日から令和2年9月30日までに軽自動車を取得した場合、適用される税率の1%が軽減されます。その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象に改正を行うものでございます。 24条でございます。</p>

	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例の改正となっております。</p> <p>16ページをお願いいたします。</p> <p>第2条の新旧対照表をお願いいたします。</p> <p>10条及び第10条の2の27号につきましては、法律改正に伴う条ずれによる改正でございます。</p> <p>25条でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントを中止等をした事業者に対する払い戻し請求権を放棄した場合、その相当額を寄附金を支出したものとみなして個人住民税の税額控除の対象とする改正でございます。</p> <p>対象となるイベントは、令和2年2月1日から令和3年1月30日までの開催予定があったもので、文化庁、スポーツ庁が指定したものでございます。</p> <p>17ページをお願いいたします。</p> <p>26条の改正でございますが、消費税率が10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の適用が3年延長され、住宅購入価格の2%を3年間で減額することとなっております。その適用条件として、令和2年12月30日まで入居までとなっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により工期が遅れた場合等を想定して、適用入居期限を1年間延長し、令和3年12月30日までとする改正により、住宅借入金等特別税制控除について、適用期限を令和16年までとするものでございます。</p> <p>附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
休憩	
議長	<p>換気のため、11時15分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時10分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(11時15分)</p>
議長	<p>これから、質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）」</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>

日程第10	
議長	<p>日程第10 承認第8号「専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）」を、議題といたします。</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>18ページをお願いします。</p> <p>承認第8号「専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。</p> <p>令和2年5月26日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>次の19ページをお願いします。</p> <p>東峰村専決第8号、専決処分書。</p> <p>平成30年災 農地・農業用施設災害復旧工事（小石原（天ヶ谷））の変更契約について、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。</p> <p>令和2年5月14日、東峰村長名でございます。</p> <p>平成30年災 農地・農業用施設災害復旧工事（小石原（天ヶ谷））の変更契約について、地方自治法第96号第1項第9号により、議会議決を得た農地・農業用施設災害復旧工事（小石原（天ヶ谷））の契約に対し、設計変更が生じ契約内容の一部に変更が必要となったため、下記のとおり変更する。</p> <p>契約の目的 平成30年災 農地・農業用施設災害復旧工事（小石原（天ヶ谷））</p> <p>契約の変更内容</p> <p>原契約の金額 5,567万1千円</p> <p>変更後の契約金額 5,615万5千円</p> <p>変更する額、48万4千円の増額でございます。</p> <p>契約の相手方、福岡県朝倉郡東峰村大字小石原962番地5、株式会社ヒタヤでございます。以上でございます。</p> <p>お手元にですね、こちらのA3の図面のほうを配布させていただいております。</p> <p>この写真の中の中ほどにですね、今図面の中に写真が付いておりまして、その中ほどにですね、ため池がございます。</p> <p>本工事では、このため池に堆積した土砂を撤去、排出するものでございますが、土質の試験結果を踏まえまして、固化材を購入し搬入しているという状況でございます。今回その固化材につきまして、基準書に基づいて設計上の配合量から補正した使用量を改めて算定した結果、増額となったというところでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第8号「専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）」</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>7番 長澤貞義議員</p>
7番	<p>以前にも固化材を使用しなければならないということで、議会を通ったことを記憶していますが。</p> <p>これは、もっと増やさないと固化にならないからということなんでしょうか。固化材の量を増やさないと固まらないということなんでしょうか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>まず、設計の配合量につきましては変更しておりませんが、実際使用量におきましては、基準書に基づきまして割り増した使用量を使用するというふうに規定され</p>

	ておりまして、そちらのほうの補正した数字を契約のほうに反映していませんでしたので、そちらを改めて算定し直して反映させたというおこりになります。
議長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第8号「専決処分承認を求めることについて(専決第8号)」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第11	
議長	日程第11 同意第1号「東峰村教育委員会教育長の任命について」を、議題といたします。 担当課長に補足説明を求めます。 総務課長
総務課長	議案の20ページをお願いいたします。 同意第1号「東峰村教育委員会教育長の任命について」 次の者を、東峰村教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。 令和2年5月26日提出、東峰村長名でございます。 氏名 縄田淳一 住所 朝倉市杷木志波4838-5 任期につきましては、令和2年5月31日から令和5年5月30日まで。 理由について、任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、新たに教育長を任命することについて議会の同意を求めますのでございます。 生年月日、略歴等につきましては、このページまたは21ページのほうにございますので、お目通しをいただきたいと思っております。以上です。
議長	同意第1号「東峰村教育委員会教育長の任命について」 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 5番 高橋弘展議員
5番	現佐々木教育長の任命権者である村長にお尋ねいたします。 佐々木教育長の前任者の方が任期途中で辞職をされ、残り任期2年残した形で佐々木教育長を任命されたかと思っております。 この中途半端な2年という形です、今回佐々木教育長が任期満了ということで、再任されないという形になっております。 なぜ、この中途半端な2年という形で佐々木教育長は終了してしまうのでしょうか。その理由と、なんかそう言われると、何か失策をしたのか、何かされたのかという部分がありますけど。 私もずっと見る限り、そういった部分は全く見られない部分というのを鑑みます

	と、2年で終了される部分の意味合いがよく分からないので、その辺についてお尋ねいたします。
議長	村長
村長	<p>佐々木教育長につきましてははですね、いろいろとご尽力をいただきましたことに感謝を申し上げたいと思っております。</p> <p>今回につきましては、任期が満了というところで、別の方をお願いをするということにしたところです。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>あんまり理由になってないと思うんですが。</p> <p>なぜ他の方に譲られる。2年というのを分かっててですね、佐々木教育長を任命されているにもかかわらず、2年という短期という形で、そういった部分をお伝えして任命しているのかどうか。</p> <p>やはり2年という限られた期間では、やはり教育長のリーダーシップを発揮できる期間としては短いのではないのでしょうか。という部分で、3年というのが、基本的には教育長の任期としては割り当てられているはずで。</p> <p>そこについての説明を、今一度確認の意味合いでお願いしたいのと、もう1点次の質問に入っていきますと、この、新たに新任で来られる方にはぜひ、教育行政頑張っていたいただきたいんですが、この職歴の中で、現在現職で、小学校で働かれている、再任用という形ですね、なっております。</p> <p>そういった部分で、人事的にうきは市の小学校でありますけれども、うきは市の人材を引き抜くみたいな形になってしまって、その辺の対応というのはしっかりされているのでしょうか。</p> <p>要は、4月から再任用されている方であるので、再任用されてからお声かけされているのかなと思います。じゃあ、その時期が一体どういった時期だったのか。もう完全にコロナでどうしていくんだ、というような状況になってた時期ではないのでしょうか。</p> <p>大体、元々この3月で校長職を退任されて再任用されている方でありまして。予め人事が分かっているのであれば、こういう複雑なことにならなくてよかったのかなと思うんですが、なぜ、こういう他市町村の人材を、現職でありながら引き抜く形になったのか。</p> <p>そして、コロナ禍で、やっぱり子どもたちの今後、持続的にどういうふうに教育をやっていくかといけないのかという方針を立てないといけない時期に、なぜ教育長を代えなければならなかったのか。そこについてお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>理由等についてはですね、これにつきましては、やはり人事の話でありますので、詳細についてはですね、この場では、述べさせていただくことは控えたと思っております。総合的に私が判断したということでございます。</p> <p>あと、現在、うきは市のほうの再任用ということでやっておりますけれども、うきは市の教育長さんともお話をさせていただいて、このような形になっております。</p> <p>コロナの関係につきましてもですね、もう議員ご承知のように、昨日全面解除等もなっております。これは全く意識しなかったということではありません。そういったことも考慮しながら、私が判断をしていったということでもあります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>今の話で、この教育長にお声かけ、今名前があがっているこの縄田氏をお願いしたわけじゃないと思うんですね。一番コロナが厳しかったあたり、これからかなり厳しくなるという状況下において、この現職で再任用が決まっているにもかかわらず選</p>

	<p>んでいるんだと思うんですね。</p> <p>そういった部分にもかかわらず、なぜ教育現場に不安を与える、今後新しい方、特にこの村内にお住みでもなく、東峰村の教育現場からかなり長期間離れられている方で、どうなのかという考えをしなかったのでしょうか。</p> <p>そういった部分で、教育関係に携わる方、保護者であったり、そういった方々が不安を抱かない、そういった部分を考えなかったのか。これが確認の意味で1点。</p> <p>最後に、今回東峰学園の管理職人事も大幅に代わっているかと思います。校長、副校長、教頭、3人が一気に代わるという大きな人事が行われているかと思います。</p> <p>なおかつ、それに教育長も代わる。東峰村の教育行政本当に大丈夫でしょかと。かなり新教育長の方に期待がかかってしまわざるを得ないんですが、その辺の村長の任命としての見解をお願いいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>村内の該当者と言いますか、村内の選出も考えて、いろいろとあたっては来た状況の中で、なかなか適任者がいなかったということで、結果的にこのようになったということでございます。</p> <p>今回の新しい縄田教育長につきましては、宝珠山小学校それから小石原小学校の教頭もやられたということで、地理的な条件等はよく理解をされていると思いますし、数学の担当の先生ということを知っておりますし、北筑後教育事務所管内の算数あたりの会長もされている、それからうきは市の御幸小学校ではですね、校長のときに、学力向上にえらいご尽力されたというところも聞いておりますし、そういったところは、心配はないのじゃないかと思っております。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>7番 長澤貞義議員</p>
7番	<p>佐々木教育長、本当に短い間ではございましたが、大変ご苦労様でございます。私も大変残念に思います。辞められるのはですね。次も佐々木教育長がやられるのではないかと思っておりましたが、こういう結果になり、全く残念でございます。</p> <p>そして、今度の新しい教育長が就任することに対しましては、何ら私は異存はございません。第三者の方でもありますし。</p> <p>しかし、佐々木教育長が、この東峰村の教育に携わった場を去るわけですが、2年間の短い間でございましたけれど、やり残したこと等がいろいろあるかと思っております。</p> <p>特に、学校運営協議会の中で力を入れたこともあったかと思いますが、その中で課題とか問題も含めて、次の新しい教育長へ引き継ぐべき事項、部分を、ありましたらお尋ねします。佐々木教育長をお願いします。</p>
議長	<p>長澤議員、人事案件ですので、内容的な質疑は適当でないと思います。引き継ぐとか、そういうあれについては。</p> <p>同意案件ですので、なるだけそのような質問をしてください。</p> <p>7番 長澤貞義議員</p>
7番	<p>これは関連していると思いますので、佐々木教育長がですね、この場を去るにあたりまして、新しい教育長へ引き継ぐ事項として、何かあればということで、私はお伺いだけでございますので、佐々木教育長、何かあればお願いしたいんですが。</p>
議長	<p>長澤議員、再度ですが、人事案件でいろんな事務的な質疑はちょっと議場ではできませんので、質問方法を変えてください。</p> <p>長澤議員、どうします。</p> <p>7番 長澤貞義議員</p>
7番	<p>そういった質問ができないのであれば、他の方に、何かこれに関連する質問があれば</p>

	ば出していただきたいと思います。
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	今度2年で退任ということで、先ほどから村長が、自分の思いで教育長を代えるというようなことをおっしゃいました。 何の問題があって代えるのか。まず、そこを1点伺いたい。 そして、これは村民の方が、はっきり私にも伺いました。 村長の独断で、教育長を簡単に代えていいのかというような発言もあります。そのところを村長はどのように考えておりますか。
議 長	村長、ちょっと待ってください。 人格の問題とかいろいろありますので、答弁には気をつけて発言してください。 村長
村 長	教育長の人事権というのはですね、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、首長がそれを行うということになっております。 したがって、先ほども高橋議員のときにも申し上げましたように、総合的に考えてですね、私が判断をしたということでありまして。 したがって、法律に基づき適切に判断をしたということで、ご理解をお願いしたいと思います。
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	先ほど高橋議員が言われたように、学校関係もトップ3が代わっておるということでもございます。 それで、この縄田氏がどういう人か私は存じ上げませんが、うきは市の人を横取りするみたいに連れてくるという、この考え。 今の教育長がですね、何か失敗したのか。
議 長	高倉議員、高倉議員、質問の途中ですが、人格、いろんな問題がありますので、失敗をしたとか、そういうふうな質問はしないようにしてください。
6 番	どうしてですか。
議 長	それは、人事案件です。
6 番	いや、人事案件だから聞いているんでしょうが。
議 長	議長内で議長のあれは聞いてください。
6 番	なぜ言論の自由を遮るんですか。おかしいでしょう。すぐそういうふうに。 だからね、言ってるでしょうが。
議 長	議長の言い方を聞いてください。
休 憩	
議 長	10分間休憩して、議会運営委員会の方、集まってください。 (11時38分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 (12時05分)
議 長	質疑を行います。 6番 高倉寛視議員
6 番	私の発言がですね、非常に不適切発言ということでございますけど、私個人としては非常に納得もできておりません。仕方がないので、ちょっと考えを変えて質問させていただきます。 村長は、先ほどの高橋議員の質問の中で、村に適任者はいなかったと、確か発言したと思います。今の教育長でいいんじゃないかと、私は考えておりますが、そこはど

	のように考えますか。適任者だと、私は考えておりますが。
議 長	村長
村 長	ちょっと適任者と言ったのであれば申し訳なく思っております。打診をしたということに訂正をさせていただきたい。 それで、結果的に承諾をいただけなかったということでもあります。
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	打診をしたけど承諾を得られなかったと。ちょっと私の聞いた話とは全然違うんですけどね。 これは人づてですので、はっきりしたことは言えませんが。今回は辞めていただきたいというようなことを言われたと、私は聞きましたけど、そこはどのようですか。
議 長	村長
村 長	ちょっと私の説明不足で申し訳ありませんが、新しい教育長を選出するにあたりということでございます。ちょっと舌足らずで申し訳ありませんでした。
議 長	他にありませんか。 7番 長澤貞義議員
7 番	再度ですね、佐々木教育長に、今後の新しい教育長に引き継ぐべき課題等がございましたら、何かお願いします。
議 長	教育長
教 育 長	先ほどの議論から、ちょっと私自身も非常に納得できてない部分がありますけれども、今のご質問です。 いろいろな問題点、これからやらなければいけない多々ありますが、特に学校運営協議会、この運営協議会が本年度、昨年まとめてきた課題を実際に解決していくための組織を作って取り組んでいこうという矢先に、この組織ではおかしいというご意見をいただきました。 3月議会でもそういう指摘をいただき、組織を見直すということになりましたが、もう数回、保育園の園長先生方、学校の管理職の先生方、それから、運営委員になっている議員の方、教育委員、何回か集まって議論を重ねてまいりましたけれども、やっぱり人材がないというようなこともありまして、まだ学校運営協議会の組織がきちんとでき上がっておりません。 そういった問題がありますので、先ほど言いましたように、私としては途中で辞めることは非常に残念でありますけれども、次の教育長に引き継ぎたいというふうに思っています。
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	運営協議会等でいろいろあったというのは私も覚えております。 その中で何が問題なのか、あったのであれば、お答えできればお願いします。
議 長	長澤議員、その質問については不適切ですので、質問を変えてください。 7番 長澤貞義議員
7 番	運営協議会の中でいろいろございましたけれど、新しいコーディネーターもまだできてない状況でございますので、保護者の方たちも早く決めたいということで、人選をあの中でいろいろ出たんですが、結局未だに決まらないということでございましたので、佐々木教育長としてですね、何か問題点があればお願いしたい。
議 長	長澤議員、質問が適切ではありません。 その質問については、答弁の要請をしませんので、違うように変えてください。質問を。 7番 長澤貞義議員、3回目です。

7 番	<p>PTAや保護者の方からですね、運営協議会に対していろいろな苦情が出されたと思います。それをどうですね、捉えているのかですね、今後にはそれはまだ残ったまま新しい教育長に受け継がれていくわけですね。佐々木教育長もそのところは残念だと思います。そのまま終わっていくのはですね。</p> <p>そのところが一番問題として残っておりますので、何か課題として示すことがあればお願いしたいんですが。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>学校運営協議会の委員人事案につきましては、教育委員会に任されている人事案だと認識しております。</p> <p>このことについて、他からいろんな意見が出てきたということは、問題だというふうに、私は思っています。</p> <p>ちょっと他にもありますけど、申し訳ありません。</p>
議 長	<p>教育長、ちょっと答弁がおかしいです。</p> <p>問題というふうな発言は、この議場の中ではしないようにしてください。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>8番 大蔵久徳議員</p>
8 番	<p>私、今回指名される縄田先生はよく存じ上げている方でございまして、この方について、全然異議を挟む余地はないんですけれども。</p> <p>高橋議員が先ほど申されておりましたように、このコロナ禍の中で、学校が一番大変なときに、教育長としても今後何をしたい。今、学校ではギガスクール構想とかありましたね。今回も予算が上がっております。</p> <p>そういった中で、村長は、教育長に話をしたけれども、断られたと言われましたけれども、教育長は来年度に向けて構想があったんじゃないですか、お聞きします。</p>
議 長	<p>人事案件の中で、その質問はちょっと。</p> <p>ちょっと方向が違うように私は感じております。質問が。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(12時14分)</p>
	(12時15分)
議 長	<p>議長から議員の皆さん方をお願いをいたします。</p> <p>この同意案件については、人事案件でありますので、そのような質問のみをしていただくように要請いたします。</p> <p>(「議長、動議。」の声あり)</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	休憩動議を提出いたします。
議 長	4番 泉 守議員
4 番	この案件はですね、人事案件でございまして、教育長に村長は辞めに行ってくれとか、言わんやっただとか。
議 長	泉議員、動議が今出てますので、休憩動議が出ましたので、議長とすれば休憩を取りたいと思います。よろしいですか。
休 憩	
議 長	<p>12時25分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(12時17分)</p>
再 開	
議 長	<p>会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(12時35分)</p>

議 長	<p>全協という申し出があっておりましたが、全協の開催はいたしません。</p> <p>それと8番 大蔵議員の質問、人事案件に沿うような内容の質問でお願いしたいと思います。</p> <p>議長の質問はありません。お願いをしますということで、そのような質問でお願いしますという。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>同意第1号「東峰村教育委員会教育長の任命について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、本案は、同意することに決定いたしました。</p>
日程第12	
議 長	<p>日程第12 同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、議題といたします。</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>議案の22ページをお願いいたします。</p> <p>同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」</p> <p>下記の者を、東峰村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。</p> <p>令和2年5月26日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>氏名 片岡和子</p> <p>住所 東峰村大字宝珠山22番</p> <p>任期 令和2年5月31日から令和6年5月30日まで</p> <p>理由、東峰村教育委員会委員岩田典子氏の任期満了に伴い、新たに片岡和子氏を東峰村教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>生年月日、経歴等につきましては、このページ、次のページにございますので、お目通しをいただきたいと思います。以上です。</p>
議 長	<p>同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、同意することに決定いたしました。</p>
散 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長よりあいさつの申し出がっております。これを許可します。</p>

	村長
村 長	<p>閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。</p> <p>本日は、令和2年第4回東峰村議会臨時会を開催し、議員の皆様の慎重審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。</p> <p>議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提案を、今後も行政運営に活かしていく所存でございますので、今後とも議員各位のご協力とご理解をよろしく願いをいたします。</p> <p>さて、日田彦山線復旧、新型コロナウイルス感染症に係る子育て支援、商工業者等への支援など、今後も取り組む課題が目白押しでございます。そういった状況においても議員の皆さんと一丸となり、持続可能な元気な村づくりを進めていく所存でございます。</p> <p>田植えの時期を迎え、農作業が一番忙しい時期となっておりますが、議員各位におかれましては、日々暑さが身に染みしてくる季節となりますので、お体をご自愛され、さらにご活躍くださいますよう心からお祈りを申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>これをもちまして、令和2年第4回東峰村議会臨時会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(12時41分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議 員</p> <p style="text-align: center;">議 員</p>